平成２５年（フ）第４１６号
千葉県柏市緑ケ丘18番15―404号
債務者　鈴木　由佳
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４０号
北海道帯広市東２条南14丁目１番地
債務者　鈴木　将弘
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第５６１号
千葉市中央区浜野町661番地２
債務者　内山　敏光
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６００号
千葉県船橋市咲が丘４丁目11番５号　ベルピア二和向台第２・２―207号
債務者　高橋　秀友
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６０７号
千葉市若葉区御成台２丁目１番地　市営住宅西下田団地１棟211号
債務者　川岸　　豊
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２２号
千葉県船橋市丸山２丁目３番９号　パラディアム船橋202号
債務者　桃井　龍雄
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４０号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区35棟303号
債務者　加藤　忠義
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５１号
千葉県市川市平田１丁目16番８号
債務者　野口久美子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６５４号
千葉県習志野市秋津２丁目４番１―602号
債務者　高森　道子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６６９号
千葉県市原市門前２丁目329番地
債務者　根　　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７１号
千葉市若葉区小倉台４丁目３番13棟406号
債務者　平賀小百合
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７６号
千葉市美浜区幕張西３丁目２番３棟204号
債務者　小笠原あや子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８５号
千葉県船橋市松が丘１丁目43番７号
債務者　大野　アサ
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８６号
千葉県船橋市松が丘１丁目43番７号
債務者　大野　和芳
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８８号
千葉市中央区祐光２丁目５番17号　祐光ビレッジ弐番館103号
債務者　森田　貴子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７０９号
千葉市中央区白旗３丁目10番９号　光山マンション201号
債務者　奥村　源太（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７３４号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目10番10号　カーサノザキⅦ104号
債務者　中村　健司
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
静岡県御前崎市池新田2652番地の３
債務者　松下　桂子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係